

別記 第1号様式(第11条、第13条、第14条関係)

事業者排出量削減計画書(新設・変更)

(あて先) 京都府知事	平成 18 年 9 月 30 日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒610-0380 京都府京田辺市甘南備台1丁目1-3	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名、記名押印又は署名) 株式会社椿本チエイン 京田辺工場 取締役工場 電話 0774 - 64 - 5002

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	動力伝導装置製造業 (分類番号 2675)					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/>	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して、1,500キロリットル以上))				
	<input type="checkbox"/>	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号及び第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上))				
	<input type="checkbox"/>	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して、3,000トン以上))				
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月					
基本方針	事業活動、製品、サービスがかかわる環境側面を常に認識し、地球環境保全の視点から、環境負荷低減に取り組む。(椿本チエイングループの「環境基本方針」に準ずる)					
推進体制	京田辺ユニット環境管理委員会を核にして、5ヶ年計画及び年度計画を策定し、その進捗及びフォローを行う。					
年度ごとの具体的な取組及び措置(計画)	年度	設備、対象、工程等	措置内容			
	18 ~ 19	冷熱源設備	冷温水ポンプ変速運転改造	44,500 kWh/年 17トン		
	18 ~ 20	加工工程	高効率電動機の採用	KWh/年 トン		
	18 ~ 20	空調温度制御	クールビズ・ウォームビズの実施	11,000 kWh/年 4トン		
	19 ~ 20	自然エネルギー利用	外灯設備の風力・太陽光発電方式の採用	500 kWh/年 トン		
	19 ~ 20	その他	コ・ジェネレーションの運転時間見直し他	90,000 m3/年 190トン		
温室効果ガスの排出量等	削減等の区分		基準年度(実績) (二酸化炭素換算(トン))	目標年度(計画) (二酸化炭素換算(トン))	削減率(計画) (パーセント)	
	A 事業所等排出区分		21,139 t	20,928 t	-1%	
	B 輸送車両等排出区分		t	t	%	
	C その他排出区分		t	t	%	
	排出合計		*1 21,139 t	*2 20,928 t	-1%	
その他の地域温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分		目標年度(計画) (二酸化炭素換算(トン))			
			取組量等			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	-- ha	(吸収量)	t	
	府内産の木材の利用	(利用量)	-- m ³	(削減量)	t	
	自然エネルギーを利用した発電又は熱の供給	(売電量)	-- kwh	(削減量)	t	
		(熱供給量)	-- GJ	(削減量)	t	
	グリーン電力の購入	(購入量)	-- kwh	(削減量)	t	
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)		*1	21,139トン	(*2)-(*3)	20,928トン	-1%
特記事項	1 製品に含有する有害化学物質削減・全廃活動の推進(2006年度中に全廃させる) 2 グリーン調達推進 3 ゼロエミッション活動の展開					
連絡先	担 当 部 署					
	担 当 者 氏 名					
	住 所					
	電 話 番 号					
	フ ァ ク シ ミ リ 番 号					

注1 該当する口には、レ点を記載してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。